

第1章 甲府市景観形成基本計画の目的と内容

(1) 計画策定の背景と目的

甲府市は、美しい自然に恵まれた甲府盆地の中央に位置し、甲府の礎が築かれた武田氏の時代から脈々と続く歴史の中で、県都として鉄道、道路、公園、学校、官公庁施設などの社会資本が整備されるなど、山梨の政治、経済、文化の中心として発展してきました。

近年、人々の心の豊かさや精神的なゆとりがより一層重視されるとともに、甲府のまちに魅力と心地よさ、賑わいと自然の優しさが感じられるようなまちづくりを進めていくことが求められています。

我が国のまちづくりは、戦後の高度成長期の急速な都市化の進展で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いたことは否めませんでした。近年、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まり、価値観の転換期を迎えています。

また、全国では、景観に対する市民意識の高まりとともに、多くの自治体が自主的に景観条例を制定して景観施策に取り組んできましたが、自主的条例には限界があり景観をめぐる訴訟に発展するなど、景観形成に関する課題がクローズアップされることとなりました。

こうしたことから、国においては、平成16年6月に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定し、平成17年6月に全面施行したところであります。この法では、「良好な景観は、国民共通の資産である」などの基本理念のもと、法令に基づく実効性を付与することとなりました。

さらに、法においては、景観行政は住民に最も身近な基礎的な自治体が主体的に担っていくべきという考え方が基本となっています。そのため、自治体が景観行政に取り組む仕組みとして、市町村が景観行政の担い手となるよう、「景観行政団体」の制度を創設しました。

甲府市は、遠く八ヶ岳連峰や秩父連山、富士山、南アルプスなどの山々に抱かれ、市街地の背後に広がる丘陵部の田園や里山などの自然景観、市街地を流れる荒川や笛吹川などの河川景観と、甲府城跡（舞鶴城公園）や武田神社をはじめとする歴史的な風格ある歴史景観、県都として発展してきた市街地などの都市景観が、甲府を印象づける特徴的な景観を形づくっております。

これまで甲府市では、山梨県が定めた山梨県景観条例や山梨県屋外広告物条例などを中心とする景観施策を行ってきましたが、今後は甲府市が主体的に、景観法の枠組みなども活用しながら、甲府の特徴ある景観を保全、創出する景観施策を展開するために、山梨県知事の同意を得て、平成20年3月1日に「景観行政団体」となります。

こうした背景のもと、甲府市では、景観形成の基本的方針となる「甲府市景観形成基本計画」を策定することとします。

この「甲府市景観形成基本計画」は、甲府市の景観特性や課題を明らかにし、今後、甲府市が守るべき景観や創造すべき景観の基本的な方向性（ビジョン）を示すとともに、その実現に向けて市民や事業者、大学、行政等の連携による景観まちづくりを進めていくための方針を示すことを目的に策定するものです。